

平成 28 年度職員の給与改定等に係る交渉の概要

1 交渉団体

神奈川県職員労働組合連合協議会(県労連)

構成団体

神奈川県教職員組合

神奈川県職員労働組合

神奈川県高等学校教職員組合

自治労神奈川県公営企業労働組合

自治労神奈川県職員労働組合

2 交渉回数

平成 28 年 10 月 20 日から平成 29 年 1 月 20 日まで 14 回

3 県の提案及び県労連の主張と合意内容

項目	県の主な提案	県労連の主な主張	合意内容
給与改定関係			
月例給	<ul style="list-style-type: none"> <li>人事委員会勧告は尊重すべきだが、財政状況を見極めるため、1月まで判断を先送りしたい。</li> <li>人事委員会勧告に基づき、公民の給与較差(784円、0.20%)解消のため、給料表を改定したい。</li> </ul>	<p>当局は人事委員会勧告を尊重して実施すべき。</p>	<p>公民較差を解消するため、給料表を改定する。 (平成 28 年 4 月 1 日適用)</p>
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>人事委員会勧告を踏まえて、扶養手当の支給額を以下のとおり改定したい。</li> </ul> <p>配偶者:6,500 円(行政職給料表(1)8級職員等については 3,500 円)、 子:1 万 1,000 円(職員に配偶者がいない場合 1 万 7,500 円) 配偶者及び子以外の扶養親族:6,500 円(行政職給料表(1)8級職員等については 3,500 円)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子の手当額は、子の人数に応じて加算をしたい。</li> </ul>	<p>本県の実情を踏まえて改定すべき。</p> <p>配偶者:7,400 円 配偶者及び子以外の扶養親族:7,000 円</p>	<p>扶養手当の支給額を以下のとおり改定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>配偶者:7,400 円(行政職給料表(1)8級職員等については 3,700 円)、 1人目の子:1 万 200 円(職員に配偶者がいない場合 1 万 5,200 円) 2人目の子:1 万 1,000 円 3人目以降の子:1 万 2,000 円</li> <li>配偶者及び子以外の扶養親族:7,000 円(行政職給料表(1)8級職員等については 3,500 円)</li> </ul>

項目	県の主な提案	県労連の主な主張	合意内容
給与改定関係			
扶養手当 (続き)	行政職給料表(1)9級以上職員等については、子以外の扶養親族に係る扶養手当を支給しない。		行政職給料表(1)9級以上職員等については、子以外の扶養親族に係る扶養手当を支給しない。 (平成29年4月1日適用。平成29年4月1日～平成32年3月31日までの間は特例措置を設ける。)
地域手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>人事委員会勧告は尊重すべきだが、財政状況を見極めるため、1月まで判断を先送りしたい。</li> <li>人事委員会勧告に基づき、平成28年度の支給率を11.6%に改定したい。</li> </ul>	当局は人事委員会勧告を尊重して実施すべき。	公民較差を解消するため、支給率を11.6%に改定する。 (平成28年4月1日適用)
期末・勤勉手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>人事委員会勧告は尊重すべきだが、財政状況を見極めるため、1月まで判断を先送りしたい。</li> <li>人事委員会勧告に基づき、勤勉手当の支給月数を0.10月分引き上げたい。</li> <li>平成28年度分については12月期に適用したい。</li> </ul>	期末手当の支給月数引き上げにより、較差解消を図るべき。	勤勉手当の支給月数を0.10月分引き上げる。 (平成28年12月期に適用)
給与制度の総合的見直し			
地域手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>人事委員会勧告は尊重すべきだが、財政状況を見極めるため、1月まで判断を先送りしたい。</li> <li>人事委員会勧告に基づき、平成29年度の支給率を11.8%に改定したい。</li> </ul>	当局は人事委員会勧告・報告を尊重して実施すべき。	支給率を11.8%に改定する。 (平成29年4月1日実施)
給料の調整額の廃止			
給料の調整額	給料の調整額を廃止し、特殊勤務手当として支給したい。	職務の実態に見合った内容とすべき。	給料の調整額を廃止し、特殊勤務手当として支給する。 (平成29年4月1日実施)

項目	県の主な提案	県労連の主な主張	合意内容
総労働時間の短縮の取組			
総労働時間短縮	全庁として時間外勤務の削減に向けて、午後9時以降の時間外勤務の禁止など「3つの基本取組の徹底」等に取り組み、組織としての継続的な勤務時間管理に努める。	総労働時間の短縮の取組は、労働時間管理を全庁で徹底し、実効性のあるものにすべき。	総労働時間の短縮については、労使で取組内容を確認し引き続き話し合っていく。
育児・介護と仕事の両立支援関係			
育児・介護休業法の一部改正に伴う対応	法改正に伴い、介護休暇を3つの期間に分割して取得できるようにするなど、所要の改正を行いたい。	仕事と介護の両立支援のために制度の改善を図るべき。	介護休暇を3つの期間に分割して取得できるようにするなど行う。 (平成29年4月1日実施)
地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う対応	法改正に伴い、育児休業等の対象となる子の範囲に、特別養子縁組の監護期間中の子等を加えるなど、所要の改正を行いたい。	育児休業等について、取得要件の改善を図るべき。	育児休業等の対象となる子の範囲に、特別養子縁組の看護期間中の子等を加えるなど行う。 (平成29年4月1日実施)
育児休業	—	育児休業を取得しやすくする職場環境づくりのため、退職手当の除算率の緩和などの改善を行うべき。	職員が2回目以降に育児休業を取得する場合は、1歳の子までに係る除算率を6分の1、3歳までの子に係る除算率を4分の1とする。 (平成29年4月1日実施)
非常勤職員の勤務条件			
非常勤職員の私傷病のための療養休暇	—	非常勤職員の私傷病のための療養休暇を有給休暇にすべき。	非常勤職員の私傷病のための療養休暇については、10日のうち2日を有給休暇とする。 (平成29年4月1日実施)
その他			
配偶者同行休業	国に準じて、当初の休業期間と合わせて3年を超えない範囲内において、休業の期間の再度の延長を可能としたい。	—	国に準じて、休業の期間の再度の延長を可能とする。 (平成29年4月1日実施)
不妊治療休暇	現行の休暇制度で対応可能と考える。	不妊相談などにも認められる休暇を新設すべき。	—